

令和元年度における行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法の施行の状況について（概要）

平成 17 年 4 月に施行された行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について取りまとめ、その概要を公表することとされています。

令和元年度におけるそれぞれの法の施行状況の概要は、以下のとおりです。

《調査対象》

○ 対象機関・法人

- ・ 国の行政機関（48 機関）
- ・ 独立行政法人等（192 法人）

○ 対象期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの状況について、令和 2 年 3 月 31 日現在で調査

1 個人情報ファイルの状況

（1）個人情報ファイルの保有状況

行政機関及び独立行政法人等が保有する個人情報ファイルについては、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性の確保を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするため、識別される個人の数が 1,000 人以上のものにつき個人情報ファイル簿を作成・公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している機関では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、インターネットを利用して公表している。

令和 2 年 3 月 31 日現在、個人情報ファイル簿に記載された個人情報ファイルの数は、次のとおり。

○ 個人情報ファイル数

（単位：ファイル）

年 度	行政機関	独立行政法人等
令和元年度	76,804	13,361
平成 30 年度	74,949	12,009

○ 個人情報ファイル数の機関・法人別内訳

(単位：ファイル)

行政機関	令和元年度	平成 30 年度	独立行政法人等	令和元年度	平成 30 年度
国税庁	70,357	68,533	国立病院機構	2,648	2,647
法務省	4,532	4,541	日本司法支援センター	2,379	983
厚生労働省	499	468	地域医療機能推進機構	1,438	1,459
財務省	245	249	筑波大学	392	386
防衛省	211	247	九州大学	383	381
その他	960	911	その他	6,121	6,153
計	76,804	74,949	計	13,361	12,009

(2) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、個別の法令に基づく場合や、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で一定の要件を満たす場合に限り、認められている。

利用目的以外の目的のために利用・提供されたことのある個人情報ファイルの数は、次のとおり。

○ 利用目的以外の目的のために利用・提供した個人情報ファイル数

(単位：ファイル)

区分	年度	行政機関	独立行政法人等
個別の法令に基づく場合(注1)	令和元年度	2,733	283
	平成 30 年度	2,436	323
法定の要件を満たす場合(注2)	令和元年度	199	286
	平成 30 年度	283	289

(注) 1. 「個別の法令に基づく場合」とは、例えば、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第141条に基づき滞納処分のために行われる調査に協力するため、滞納者に係る保有個人情報を徴収職員に提供する場合などがある。

2. 「法定の要件を満たす場合」とは、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、①本人の同意を得て、又は本人に提供する場合、②行政機関又は独立行政法人等内部で利用することに相当な理由のある場合、③他の行政機関等に提供することに相当の理由のある場合、④本人の利益や社会公共の利益のための提供など特別の理由のある場合である(行政機関個人情報保護法第8条第2項各号、独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項各号)。例えば、社会公共の利益のために提供する例として、宮内庁が皇室の活動を広く紹介するため、勲章・褒章拝謁者名簿を報道機関に提供する場合などがある。

2 開示、訂正又は利用停止請求の状況

(1) 開示、訂正又は利用停止請求の件数

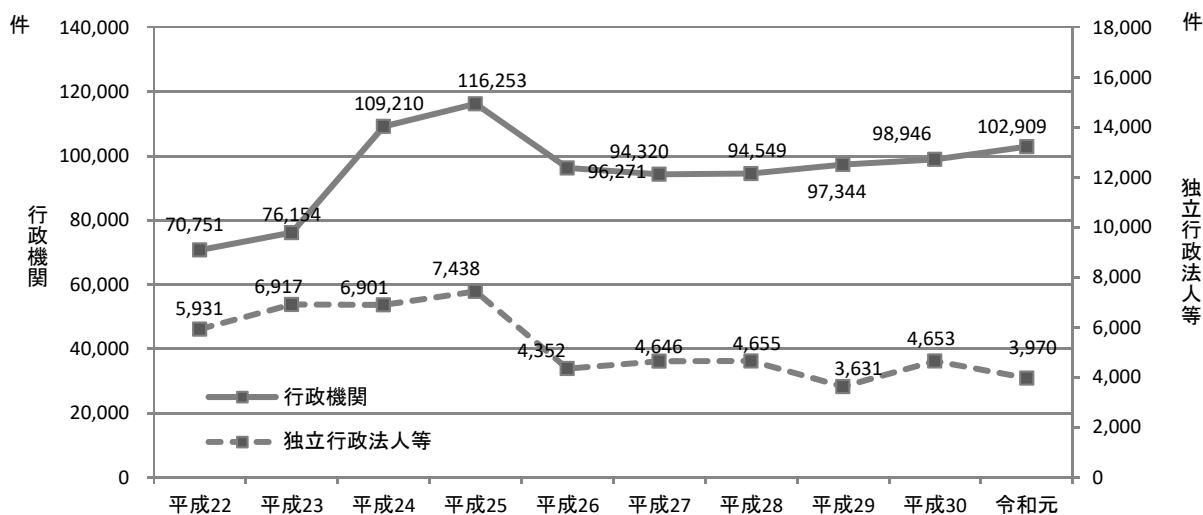
令和元年度に受け付けた開示、訂正又は利用停止請求の件数は、次のとおりであり、開示請求の件数についてみると、行政機関では102,909件、独立行政法人等では3,970件である。

○ 開示、訂正又は利用停止請求の件数

(単位：件)

区分	年度	行政機関	独立行政法人等
開示請求	令和元年度	102,909	3,970
	平成30年度	98,946	4,653
訂正請求	令和元年度	40	24
	平成30年度	103	13
利用停止請求	令和元年度	11	3
	平成30年度	53	2

○ 開示請求件数の推移



○ 開示請求件数の機関・法人別内訳

(単位：件)

行政機関	令和元年度	平成30年度
国税庁	60,324	56,540
出入国在留管理庁	26,979	—
厚生労働省	12,108	11,893
金融庁	1,093	999
法務省	999	28,223
その他	1,406	1,291
計	102,909	98,946

独立行政法人等	令和元年度	平成30年度
東京大学	905	741
航空大学校	375	324
日本年金機構	372	336
東北大学	286	379
東京医科歯科大学	259	271
その他	1,773	2,602
計	3,970	4,653

(注) 平成30年度の出入国在留管理庁関係の数値については、同庁設置前のため法務省の内数。

(2) 開示、訂正又は利用停止決定等の件数

令和元年度にされた開示、訂正又は利用停止決定等の件数は、次のとおりであり、開示請求に係る決定についてみると、行政機関では、決定が104,512件なされ、このうち、全部を開示する決定が49,054件(46.9%)、一部を開示する決定が52,345件(50.1%)、不開示の決定が3,113件(3.0%)となっている。また、独立行政法人等では、決定が3,867件なされ、このうち、全部を開示する決定が3,041件(78.6%)、一部を開示する決定が663件(17.1%)、不開示の決定が163件(4.2%)となっている。

○ 開示、訂正又は利用停止決定等の件数

(単位：件、%)

区分	年度	行政機関				独立行政法人等			
		計	開示、訂正又は利用停止決定(全部)	開示、訂正又は利用停止決定(一部)	不開示、不訂正又は不利用停止決定	計	開示、訂正又は利用停止決定(全部)	開示、訂正又は利用停止決定(一部)	不開示、不訂正又は不利用停止決定
開示請求	令和元年度	104,512 (100)	49,054 (46.9)	52,345 (50.1)	3,113 (3.0)	3,867 (100)	3,041 (78.6)	663 (17.1)	163 (4.2)
	平成30年度	97,531 (100)	46,499 (47.7)	48,867 (50.1)	2,165 (2.2)	4,401 (100)	2,962 (67.3)	1,329 (30.2)	110 (2.5)
訂正請求	令和元年度	42 (100)	7 (16.7)	6 (14.3)	29 (69.0)	20 (100)	0 (0)	0 (0)	20 (100)
	平成30年度	103 (100)	5 (4.9)	11 (10.7)	87 (84.5)	13 (100)	1 (7.7)	0 (0)	12 (92.3)
利用停止請求	令和元年度	9 (100)	0 (0)	0 (0)	9 (100)	3 (100)	0 (0)	0 (0)	3 (100)
	平成30年度	51 (100)	0 (0)	0 (0)	51 (100)	3 (100)	0 (0)	0 (0)	3 (100)

(3) 審査請求

開示、訂正若しくは利用停止決定等又は請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、行政機関の長又は独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

令和元年度にされた審査請求の件数は次のとおり。

○ 審査請求の件数

(単位：件)

区 分	年 度	行政機関	独立行政法人等
開示請求	令和元年度	261	73
	平成 30 年度	224	47
訂正請求	令和元年度	24	9
	平成 30 年度	44	8
利用停止請求	令和元年度	4	0
	平成 30 年度	33	2

(4) 訴訟

令和元年度に新たに地方裁判所に提起された開示、訂正又は利用停止決定等の取消し等を求める訴訟の件数は、次のとおり。

○ 訴訟の件数

(単位：件)

年 度	行政機関	独立行政法人等
令和元年度	6	3
平成 30 年度	13	2

3 安全確保措置の運用状況

(1) 個人情報の不適正管理事案の状況

ア 個人情報の不適正管理事案の発生形態

令和元年度に、個人情報の漏えい、滅失又は毀損が発生した又は発生のおそれがあると認められた事案（以下「個人情報の不適正管理事案」という。）の件数は、行政機関では 1,200 件、独立行政法人等では 1,530 件である。

これらの事案のうち、配送事故（配送を請け負った事業者による誤送付、紛失）は行政機関 442 件（36.8%）、独立行政法人等 552 件（36.1%）となっており、これを除いた事案は、行政機関では 758 件、独立行政法人等では 978 件である。発生形態別にみると、行政機関では誤送付・誤送信 319 件（42.1%（配送事故以外に占める割

合。以下この項目において同じ。)) 及び 紛失 159 件(21.0%)が多く、独立行政法人等では誤送付・誤送信 493 件(50.4%)及び誤交付 250 件(25.6%)が多くなっている。

○ 個人情報の不適正管理事案の件数（発生形態別）

(単位：件、%)

区分	年度	個人情報の不適正管理事案の件数													
		配送事故以外										配送事故			
		発生形態別										発生形態別			
		誤送付・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	インターネット上に誤って流出	不正アクセス・不正プログラム インターネット上への流出を確認	盗難	その他	誤送付・誤送信	紛失				
行政機関	令和元年度	1,200 [100]	758 [63.2] (100)	319 (42.1)	115 (15.2)	99 (13.1)	159 (21.0)	8 (1.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	11 (1.5)	46 (6.1)	442 [36.8] (100)	422 (95.5)	20 (4.5)
	平成30年度	1,121 [100]	657 [58.6] (100)	226 (34.4)	101 (15.4)	66 (10.0)	181 (27.5)	24 (3.7)	0 (0)	0 (0)	17 (2.6)	42 (6.4)	464 [41.4] (100)	453 (97.6)	11 (2.4)
独立行政法人等	令和元年度	1,530 [100]	978 [63.9] (100)	493 (50.4)	250 (25.6)	16 (1.6)	128 (13.1)	12 (1.2)	13 (1.3)	0 (0)	11 (1.1)	55 (5.6)	552 [36.1] (100)	224 (40.6)	328 (59.4)
	平成30年度	1,422 [100]	898 [63.1] (100)	464 (51.7)	201 (22.4)	19 (2.1)	147 (16.4)	12 (1.3)	9 (1.0)	0 (0)	9 (1.0)	37 (4.1)	524 [36.9] (100)	183 (34.9)	341 (65.1)

○ 個人情報の不適正管理事案の件数の機関・法人別内訳（配送事故以外）

(単位：件)

行政機関	令和元年度	平成30年度
厚生労働省	286	265
国税庁	178	114
国土交通省	39	35
その他	255	243
計	758	657

独立行政法人等	令和元年度	平成30年度
国立病院機構	340	266
日本年金機構	109	150
住宅金融支援機構	64	66
その他	465	416
計	978	898

イ 個人情報の不適正管理事案の規模

個人情報の不適正管理事案に係る個人情報に含まれる本人（個人情報によって識別される特定の個人）の数は、5人以下のものが、行政機関では1,010件（84.2%）、独立行政法人等では1,369件（89.5%）となっている。

○ 個人情報の不適正管理事案に係る個人情報に含まれる本人の数別内訳
（単位：件、%）

区分	年度	個人情報の不適正管理事案の件数（再掲）					
		本人の数					1,001人～
		1人～5人	6人～50人	51人～100人	101人～1,000人		
行政機関	令和元年度	1,200 (100)	1,010 (84.2)	117 (9.8)	20 (1.7)	39 (3.3)	14 (1.2)
	平成30年度	1,121 (100)	933 (83.2)	123 (11.0)	26 (2.3)	27 (2.4)	12 (1.1)
独立行政法人等	令和元年度	1,530 (100)	1,369 (89.5)	92 (6.0)	22 (1.4)	36 (2.4)	11 (0.7)
	平成30年度	1,422 (100)	1,258 (88.5)	94 (6.6)	23 (1.6)	41 (2.9)	6 (0.4)

ウ 個人情報の不適正管理事案に対する損害賠償請求訴訟

令和元年度においては、個人情報の不適正管理事案に対する損害賠償（国家賠償）請求訴訟について、新たに提訴されたものはなかった。

（2）監査・点検の状況

総務省では、各行政機関及び独立行政法人等における個人情報の適切な管理を図るため、「個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（以下「指針」という。）を策定し、各行政機関及び独立行政法人等では、指針を参考に、個人情報の適切な管理のための規程（個人情報保護管理規程）を定め、監査・点検等、個人情報の適切な管理のための措置を行っている。

- 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について
https://www.soumu.go.jp/main_content/000579982.pdf
- 独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について
https://www.soumu.go.jp/main_content/000579983.pdf

ア 監査の状況

指針では、監査責任者（内部監査等を担当する部局の長等）は、保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行うことを求めている。

令和元年度に監査を実施したのは、行政機関では48機関中45機関（93.8%）、独立行政法人等では192法人中189法人（98.4%）である。

これらの監査についてみると、行政機関では、措置を要する事項があると指摘さ

れたものは13機関、措置を要する事項がないとされたものは32機関であり、また、独立行政法人等では、措置を要する事項があると指摘されたものは65法人、措置を要する事項がないとされたものは124法人である。

○ 監査における評価及び見直し事項への対応状況

(単位：機関、法人、%)

年 度		監査の実施機関数						要措置 事項なし
		要措置 事項の ある機関	全部措 置済み	未措置事項がある場合				
				対応予定 あり	対応予定 なし	監査直後 のため 方針未定		
行政機関	令和元年度	45 [100]	13 [28.9] (100)	7 (53.8)	6 (46.2)	0 (0)	0 (0)	32 [71.1]
	平成30年度	45 (100)	13 [28.9] (100)	8 (61.5)	5 (38.5)	0 (0)	0 (0)	32 [71.1]
独立行政 法人等	令和元年度	189 [100]	65 [34.4] (100)	23 (35.4)	38 (58.5)	0 (0)	4 (6.2)	124 [65.6]
	平成30年度	185 [100]	64 [34.6] (100)	24 (37.5)	36 (56.3)	0 (0)	4 (6.3)	121 [65.4]

イ 点検の状況

指針では、監査とともに、保護管理者（保有個人情報を取り扱う課室、地方支分部局等の長等）が、自ら管理責任を有する保有個人情報の取扱いの状況について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行うことを求めており、令和元年度に点検を実施した保護管理者は、行政機関に置かれている25,752人のうち25,013人（97.1%）、独立行政法人等に置かれている12,367人のうち11,086人（89.6%）である。